○岡山市旅館業法施行条例

平成12年3月22日

市条例第29号

(趣旨)

第1条　この条例は，旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の施行に関し，必要な事項を定めるものとする。

(営業許可証)

第2条　市長は，法第3条第1項の規定により許可したときは，旅館営業許可証を交付する。

2　営業者は，前項に規定する旅館営業許可証又は営業の許可を証する書面を営業施設内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(構造設備の基準)

第3条　旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備基準は，次のとおりとする。

(1)　浴室(浴槽等入浴設備を有する室又は場所をいう。以下同じ。)及びシャワー室(以下この条において「浴室等」という。)を設ける場合は，次に掲げる基準によること。

ア　浴室等には，換気のための窓又は換気に必要な機械設備を設けること。

イ　浴室等の床面は，耐水性で滑りにくい材質とし，使用水等が停滞しないよう適当なこう配を設け，かつ，清掃が容易に行える構造であること。

ウ　浴室の配管は，内部の浴槽水が適切に排水できる構造とすること。

エ　ろ過装置等を設ける場合

(ア)　1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有すること。

(イ)　逆洗浄等の適切な方法でろ過装置内のごみ，汚泥等を排出することができる構造であること。

(ウ)　ろ過装置に毛髪等が混入しないようろ過装置の前に集毛器(浴槽水を再利用するため，浴槽水中の毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。)を設けること。

(エ)　浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は，浴槽水がろ過装置内に入る直前の位置に設置すること。

オ　貯湯槽(原湯等を貯留する槽(タンク)をいう。以下同じ。)を設ける場合

(ア)　通常の使用状態において，湯の補給口，底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち，かつ，最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置す

ること。

(イ) (ア)により難い場合は，レジオネラ属菌が繁殖しないように，貯湯槽水の消毒設備が設けられていること。

(ウ) 完全に排水できる構造とすること。

カ オーバーフロー水(浴槽からの溢(いつ)水をいう。以下同じ。)を使用し，及びオーバーフロー回収槽(オーバーフロー水を一時的に貯留する水槽をいう。以下「回収槽」という。)を設ける場合

(ア) オーバーフロー水及び回収槽の水を浴槽水として再利用する構造になっていないこと。

(イ) (ア)により難い場合は，回収槽は，地下埋設を避け，内部の清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに,回収槽の水が消毒できる構造になっていること。

キ 浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設置する場合

(ア) 空気取入口にフィルター等を設け，土ぼこり等が入らない構造とすること。

(イ) 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。

(ウ) 点検，清掃及び排水が容易に行うことができる構造とすること。

ク 屋外の浴槽を設ける場合は,屋外の浴槽水と屋内の浴槽水とが混じり合わない構造であること。

ケ サウナ室又はサウナ設備を設ける場合

(ア) サウナ室の床面，内壁及び天井は，耐熱性の材質を用いた構造とすること。

(イ) サウナ室の床面は，排水が容易に行えるよう適当な勾配を設け，かつ，清掃が容易に行える構造とすること。

(ウ) サウナ室又はサウナ設備には，温度調節設備を備えるとともに，室内には温湿度計及び非常用ブザーを設けること。

(エ) サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。

(2) 便所は，ねずみ，衛生害虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物(以下「ねずみ等」という。)及び臭気を防ぐことのできる構造又は設備を有すること。

(3) 客室に併設された車庫の扉は，当該車庫の利用者が自由に開閉できる構造であること。

2 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は，次のとお

りとする。

(1)　浴室等を設ける場合は，前項第1号に掲げる基準によること。

(2)　便所は，ねずみ等及び臭気を防ぐことのできる構造又は設備を有すること。

3　政令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は，次のとおりとする。

(1)　浴室等を設ける場合は，第1項第1号に掲げる基準によること。

(2)　便所は，ねずみ等及び臭気を防ぐことのできる構造又は設備を有すること。

(指定施設)

第4条　法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項，第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)に規定する施設(次条において「指定施設」という。)は，次に掲げるものとする。

(1)　社会教育法(昭和24年法律第207号)の規定による公民館

(2)　図書館法(昭和25年法律第118号)の規定による図書館

(3)　博物館法(昭和26年法律第285号)の規定による博物館及び博物館に相当する施設

(4)　前3号に掲げるもののほか，主として児童若しくは生徒の利用に供され，又は多数の児童若しくは生徒の利用に供される社会教育施設で市長が指定するもの

(意見を求める者)

第5条　法第3条第4項(法第3条の2第2項，第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)に規定する意見を求める者は，次に掲げるものとする。

(1)　国が設置している指定施設については，当該施設の長

(2)　地方公共団体が設置している指定施設については，当該施設を設置している地方公共団体の長(当該施設が教育委員会の所管に属するときは，教育委員会)

(3)　前2号に掲げる施設以外の指定施設については，当該施設に所管庁があるときは当該所管庁，所管庁がないときは当該施設の所在地の市町村長

(衛生措置等の基準)

第6条　法第4条第2項に規定する衛生措置等の基準は，次のとおりとする。

(1)　換気及び防湿

ア　換気のために設けられた開口部は常に開放し，機械換気設備を有する場合は十分な運転を行うこと。

イ　排水設備は，流通を常に良好にし，雨水及び汚水の排水に支障のないようにすること。

ウ　客室の床が木造であるときは，床下の通風を常に良好にしておくこと。

(2)　採光及び照明　施設内の安全上及び衛生上必要な照度を確保するよう，定期的に採光及び照明の設備の保守点検及び清掃を行うこと。

(3)　施設等の清潔

ア　客室，応接室，食堂，調理場，配膳室，玄関，浴室，洗面所，便所，廊下，階段等は，常に清潔にしておくこと。

イ　ねずみ等の防除及び駆除に努めること。

ウ　衣類，シーツ，布団カバー，枕カバー等直接皮膚に接するものは，使用者ごとに清潔なものに取り替えること。

エ　布団，毛布，枕等は，適切に洗濯，管理等を行うこと。

オ　洗面所には，適当数の洗面器を備え，水栓により飲用に適する水が豊富に供給されるようにすること。

カ　便所の手洗設備は，水栓により清浄な水が豊富に供給されるようにすること。

(4)　浴室の衛生措置等

ア　客室に設けられた浴室の浴槽水については客室の使用ごとに，宿泊者が共同して利用する浴室(以下「共同浴室」という。)の浴槽水については毎日，完全に換水するとともに，その都度浴槽を清掃すること。ただし，循環ろ過し，かつ，継続して使用している浴槽水(以下「循環ろ過水」という。)については，1週間に1回以上定期的に完全に換水するとともに，その都度浴槽を清掃し，及び消毒すること。

イ　共同浴室の浴槽水は，適温に保つとともに，常に満杯状態に保ち，十分に循環ろ過水又は原湯(浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)を供給することにより清浄に保つこと。

ウ　浴槽水は，ツに規定する水質に関する基準に適合するよう次のいずれかの方法で消毒すること。ただし，客室に設けられた浴室の浴槽水の場合及び共同浴室の浴槽水に循環ろ過水を使用しない場合において，使用の都度浴槽水を取り替えるときは，この限りでない。

(ア)　浴槽水の消毒に塩素系薬剤(モノクロラミンを除く。)を使用する場合は，浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し，当該濃度を通常1リットル中に0.4ミリグラム以上に保ち，かつ，最大でも1リットル中に1.0ミリグラム以下となるように努めること。この場合において，その測定記録を3年間保存すること。

(イ)　浴槽水の消毒にモノクロラミンを使用する場合は，浴槽水中のモノクロラミン

濃度を頻繁に測定し，当該濃度を通常1リットル中に3.0ミリグラム以上に保つこと。この場合において，その測定記録を3年間保存すること。

(ウ)　原湯又は原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)の性質その他の条件により(ア)及び(イ)に規定する消毒方法以外の消毒方法を使用する場合等にあっては，レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上の方法によること。

エ　原水又は浴槽水がツに規定する水質の基準を満たさないことが判明したときは，浴槽の清掃，消毒等必要な措置を講ずること。

オ　浴槽水の消毒設備又は装置の維持管理を適切に行い，その記録を3年間保存すること。

カ　原水及び浴槽水の水質検査は，1年に1回以上行い，その記録を3年間保存すること。ただし，原水に，水道水等(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道，同条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水をいう。以下同じ。)のみを使用する場合の当該検査及び客室に設けられた浴室の浴槽水の当該検査又は循環ろ過水を使用しない共同浴室の浴槽水を使用の都度取り替える場合の当該検査は，この限りでない。

キ　打たせ湯及びシャワーに使用する温湯等は，循環ろ過水を使用しないこと。

ク　ろ過装置等により浴槽水を循環させる場合は，浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずること。

ケ　ろ過装置等を設ける場合

(ア)　ろ過装置は1週間に1回以上逆洗浄を行い，生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに，内部の消毒を行う等，適切に維持管理を行うこと。

(イ)　循環配管(湯水を浴槽とろ過装置等との間で循環させるための配管をいう。)は，1週間に1回以上，適切な方法で消毒するとともに，年に1回程度は内部を点検し，生物膜がある場合は除去すること。

(ウ)　ろ過装置等の設備の稼働状況を適宜点検し，適切に維持管理するとともに，その記録を3年間保存すること。

(エ)　集毛器は，毎日清掃し，及び消毒すること。

コ　貯湯槽を設ける場合

(ア)　貯湯槽に貯留する原湯の温度を通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち，

かつ，最大使用時にも摂氏55度以上とし，これにより難い場合は消毒装置を設置する等レジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽内の湯水を管理すること。

(イ)　貯湯槽は定期的に清掃及び消毒を行い，内部の生物膜の除去を行うこと。

(ウ)　定期的に保守点検し，設備の破損等及び温度計の性能の確認を行い，必要に応じて補修等を行うこと。

サ　回収槽を設ける場合は，定期的に回収槽及びオーバーフロー還水管の内部の清掃及び消毒を行うこと。

シ　水位計を設ける場合は，週に1回以上適切な方法で消毒し，生物膜を除去すること。

ス　調節箱(洗い場の湯栓(カラン)やシャワーに送る湯の温度を調節するための槽(タンク)をいう。)を設ける場合は，生物膜の状況を監視し，必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

セ　浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設置する場合は，適宜清掃及び消毒を行い，内部に生物膜が形成されないように管理すること。

ソ　シャワーを設ける場合

(ア)　シャワーは，週に1回以上内部の水が置き換わるように通水すること。

(イ)　シャワーヘッド及びホースは，6月に1回以上点検し，並びに内部の汚れ及びスケールを年に1回以上洗浄し，及び消毒を行うこと。

タ　屋外に浴槽を設ける場合であって浴槽の周囲に植栽があるときは，浴槽に土が入り込まないよう努めること。

チ　新規営業開始時及び休止後の再開時は，浴槽，配管等を十分に消毒した後に営業を開始し，及び再開するよう努めること。

ツ　水質

(ア)　原水(水道水等のみを使用したものを除く。)の水質は，次に掲げるとおりとすること。ただし，温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあっては，aからdまでの基準の一部又は全部を緩和することができる。

a　色度は，5度以下であること。

b　濁度は，2度以下であること。

c　pH値(水素イオン濃度)は，5.8以上8.6以下であること。

d　有機物(全有機炭素(TOC)の量をいう。以下同じ。)が1リットル中に3.0ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中に10ミリグラム以下であること。

e　大腸菌は，検出されないこと。

f　レジオネラ属菌は，100ミリリットル中に10CFU未満であること。

(イ)　浴槽水の水質は，次に掲げるとおりとすること。ただし，温泉法に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあっては，a及びbの基準を緩和することができる。

a　濁度は，5度以下であること。

b　有機物が1リットル中に8.0ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中に25ミリグラム以下であること。

c　大腸菌は，1ミリリットル中に1個以下であること。

d　レジオネラ属菌は，100ミリリットル中に10CFU未満であること。

テ　共同浴室の管理

(ア)　入浴者に対し，脱衣室等の見やすい場所に，身体を洗わないで浴槽内に入る等公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないよう表示すること等により衛生上の注意を喚起すること。

(イ)　共同浴室の自主管理を行うため，自主管理手引書及び点検表を作成し，従業員等にその内容を周知徹底するとともに，営業者及び従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

ト　施設の利用者の中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合は，保健所長に通報し，その指示に従うこと。

ナ　その他市長が必要と認めて指示する措置

(5)　その他

ア　客室には，ごみ入れを備えること。

イ　客室には，収容定員を表示しておくこと。

(宿泊を拒むことができる事由)

第7条　法第5条第1項第4号に規定する宿泊を拒むことができる事由は，次のとおりとする。

(1)　宿泊しようとする者が，泥酔し，著しく異常な言動をし，又は著しく不潔な身体若しくは服装をしているため，他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められること。

(2)　宿泊者が，法第6条第2項の規定に違反して，氏名等を告げないこと。

(3)　会員制度の寮等であって宿泊の申込者が会員以外であること。

(4)　前3号に掲げるほか，正当な理由があると認められること。

(委任)

第8条　この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附　則

この条例は，平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成15年市条例第12号)

この条例は，平成15年4月1日から施行する。

附　則(平成16年市条例第36号)

(施行期日)

1　この条例は，平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による許可の申請に係る構造設備の基準については，改正後の第3条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　この条例の施行の際，現に法第3条第1項の規定による許可を受けて旅館業を経営している者(前項の申請に対し許可の処分を受けた者を含む。)に係る構造設備の基準については，改正後の第3条の規定にかかわらず，施行日から起算して9月を経過するまでの間は，なお従前の例による。

附　則(平成24年市条例第100号)

1　この条例は，平成25年4月1日から施行する。

2　この条例の施行の際現に法第3条第1項の規定により許可を受けている者に係る施設については，この条例の施行後当該施設の設備が改修等により変更された場合における当該設備に係る部分を除き，改正後の条例第3条第1項第2号ウ(イ)から(エ)及びエの規定は，適用しない。

附　則(平成28年市条例第15号)

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成28年市条例第48号)

この条例は，公布の日から施行する。

附　則(平成30年市条例第66号)

この条例は，公布の日から施行する。

附　則(令和3年市条例第76号)

(施行期日)

1　この条例は，令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の第3条第1項第1号ウ，オ，キ(イ)及び(ウ)並びにケ，第2項第1号並びに第3項第1号の規定は，この条例の施行の日以後の許可に係る施設(同日前に許可を受けた者から譲り受けた施設であって同日以後に改修していないものを除く。)及び同日前の許可に係る施設であって同日以後に改修したものについて適用し，同日以後の許可に係る施設(同日前に許可を受けた者から譲り受けた施設であって同日以後に改修していないものに限る。)及び同日前の許可に係る施設であって同日以後に改修していないものについては，なお従前の例による。

附　則(令和5年市条例第61号)

この条例は，この条例の公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附　則(令和7年市条例第11号)

この条例は，令和7年4月1日から施行する。